

# 教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 令和5年3月1日(水)
2. 場 所 議事堂(議場)
3. 付議事件 ①二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(議案第3号)  
②二宮町生涯学習センター駐車場条例の一部を改正する条例(議案第4号)  
③二宮町武道館条例の一部を改正する条例(議案第5号)  
④二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例(議案第6号)  
⑤二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(議案第8号)  
⑥二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(議案第9号)  
⑦二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例(議案第10号)
4. 出席者 一石委員長、古谷副委員長、岡田委員、松崎委員、前田委員、野地委員、根岸議長
- 執行者側 ①～④  
町長、副町長、教育長、教育部長、生涯学習課長代理、生涯学習班長、スポーツ推進班長  
⑤⑥  
町長、副町長、健康福祉部長、子育て支援担当課長、子育て支援班長  
⑦町長、副町長、健康福祉部長、福祉保険課長、国保年金班長
- 傍聴議員7名  
一般傍聴者0名

- 
- ① 二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(議案第3号)  
② 二宮町生涯学習センター駐車場条例の一部を改正する条例(議案第4号)  
③ 二宮町武道館条例の一部を改正する条例(議案第5号)  
④ 二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例(議案第6号)

委員長 初日に付託された案件について審査する。二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第3号)、二宮町生涯学習センター駐車場条例の一部を改正する条例(町長提出議案第4号)、二宮町武道館条例の一部を改正する条例(町長提出議案第5号)、二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第6号)を一括議題としたいと思うがご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

委員長

ご異議なしと認める。よって議案第3号から第6号を一括議題とする。執行者側からの補足説明等については事前に配布されているので、省略させていただきます。これより質疑を行う。

**<質疑>**

前田

使用料の減免規定について他の施設と整合を図ることに伴いということだと、町には公共施設の受益者負担に関する基本方針、公共施設等における公平な受益と負担に対する基準があり、それに則るということか。基本方針、基準があるのであればどのような基本方針、基準なのか教えていただきたい。2つ目。公共施設のそれぞれの設置目的、性質や内容が異なるので何も他の施設と整合を図る必要はないのではないのか。町民センターについての提案は今回なかったが、今のままの条例でよいのか。3つ目。生涯学習センター駐車場以外に公共施設に設置されている駐車場で、有料駐車場はないと思う。整合を図るのであれば、他の公共施設に設置されている駐車場と同様に無料にすべきだと思うがいかがか。4つ目。体育施設に武道館は入っていないが、武道館の位置付けはどのようになっているのか。5つ目。体育施設は義務的施設、選択的施設のどちらであると捉えているのか。また体育施設で町内の非常代替え施設があるか。6つ目。町外の方の使用料を見直し、使用料を倍額にした根拠及び使用料の算定方法等を聞かせていただきたい。これによりどの程度の増収が見込まれるのか。7つ目。町内団体として登録されている団体で、実際に活動されているメンバーの住所確認等をされているか。9つ目。利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は規定の使用料の倍額とあるが、利用されている各団体の収支決算書を確認しているか。10番目。今回の見直しで温水プール、体育館のトレーニングルームのパスポートを廃止することだが、何人の方がパスポートを購入され、そのうち町内の方及び町内扱いをしている市や町の方はそれぞれ何人いたのか。合わせてパスポートを廃止する理由を改めてお聞かせ願う。最後に各施設に対する公費負担と受益者負担の割合は施設の設置目的及び機能などから変わってくると思うが、どのような見解のもと負担割合を設置されたのか。

教育部長

減免に対する整合性だが説明が悪くて申し訳なかった。ここで言う整合性というのは、条例と規則の位置づけによる整合性の意味であり、他の施設との整合性という意味ではないということを説明したかったが、うまく伝わらず申し訳なかった。減免の規定については減免ができることについてまず条例で位置づけを行った上で、運用については施行規則の方で定めるとするのが本来の形で、それがこちらでいう体育施設や社会教育施設については整っていなかったため、他の施設との整合性を図るために組み立てなおしたというのが今回実施したものである。それが分かりやすく伝えるように補足資料として配布したのが、左側に新しく制定する規則であり右側に今までの条例があるものである。規則の方にこう言った形で組み立て直しをさせていただくということで、整合を図るという意味である。

スポーツ推進班長

パスポートの購入の状況についてお知らせさせていただく。まずトレーニングルームについてだが町内の購入者が19名、町外が14名である。温水プールについては町内の方が38名、町外が43名という状態になっている。団体のメンバーの住所確認をしているかどうかというところだが、平成31年に予約システムを導入してから現在に至るまで、名簿の更新作業ができてないという状態になっているので、これについては来年度に向けて名簿の確認作業を実施していく予定である。

生涯学習課課長代理

町外団体設定の倍額の理由である。今の町外団体の住所の確認とも紐づくものであるが、現在特に運動場の予約について町内の団体が優先されているが、その後町外団体が予約される際に仮予約というか予備的な予約というか、そういった形で本来必要な日以外の予約をされてしまっているという現状がある。その後本来必要な日程以外を直前にキャンセルをされてしまっていて、日が近くなってから予約をされたい町内団体が使えなくなってしまうという現状がある。この予約のキャンセルのやり方について別途で要綱を定めることで、いわゆるペナルティーというものの導入を合わせて考えたいと思っているところである。今回のこの倍額の改正であるが、一方で団体の定義をきちんと条例の中に位置づけるというところ、またこの倍額にするというところで町外の団体の皆さまにも節度ある利用をお願いし、かつ町外の皆さまに一定の負担をお願いしたいということで町外料金を設定させていただいた。

スポーツ推進班長

今回町外料金の設定によってどのぐらいの増収を見込んでいるかというところだが、こちらは約23万円程度増収を見込んでいる。あと営利目的の場合の収支決算書の確認をしているかどうかだが、現状正確な確認はできてないという状況である。

教育部長

スポーツ班長から23万円程度ということだったが、何で23万円ぐらいかということ条例の施行の期日が10月1日ということで約半年間、予約が3か月前からできるので、予約を9月末まで行くと12月の利用分も旧の料金で利用ができるということなので、実質12か月あるうちの3か月間が新料金の適用ということになるので、当初スタートの年度は軽微な影響になるのではないかと思う。スタートするのが10月1日ということで半年間、周知期間とかあるいは団体の条件10名で名簿を町内、町外であるとか、そういった確認も確実にした上で料金の反映をさせていくということの準備期間があるので、半年間遅らせてスタートするというような内容になっている。あと名簿の確認が今までうまくいってなかったということについては、毎年4月なら4月とか5月とか、各団体の集まった方の総会等を、団体であれば確認ができた時点で毎年最低1回は名簿の提出を義務づけていくというような、細かい部分についても厳密にやっていきたいというふうに考えている。各施設の運営に対する収入の負担割合というようなご質問があったと思うが、今回については先ほど課長代理の方からもあったとおり、現行では町内の方の利用があまり思わしくないということで町外の部分を引き上げさせていただいたが、今後の公共施設の再配置の計画では各施設へ継続してリニューアル

ルとか更新を行っていく予定である。その際にはリニューアルで施設を整えた上で、適正な使用料の見直しというのでも合わせて行っていきたいと考えているが、まずはこの時点では町内と町外のうち町内の方を据え置いた中で、町外の方の利用負担を求めていきたいというような内容の使用料の改正となっている。

生涯学習課課長代理

回答が前後して申し訳ない。質問の2番目だが町民センターがなぜここで上がってこないのかについてだが、今条例集が手元にないが、私どもこの条例を改正するにあたって、町の他の施設の条例規則を確認したところ町民センターについては、規則の方にこの減免に関する規定がルール、条文として定められているから今回上がっていないものだと考えている。

教育長

体育施設等他の駐車場が無料なのに、なぜラディアンのところが有料なのかというお話だったと思うが、ラディアンの駐車場を無料にするとそこを本来使う人たちが使えなくなる可能性もある。要するに有料駐車場もあるが、そこを使う方たちが無料の方に流れてしまうと本来図書館とかラディアンを使う方に、不都合が起きるということで有料にさせていただいている。

委員長

4番目に武道館の位置付けについて質問があった。前田委員4番目と5番目の質問をもう1回お願いします。

前田

4番は武道館の位置付けはどこにされているのか。体育施設だと思っていたが体育施設に武道館は入っていないと思うので、どこに位置付けされているのか。町民センターやラディアンと同じ位置付けなのかということである。5番目体育施設については、義務的施設か選択的施設のどちらであると捉えているか及び体育施設で町内に代替りの施設があるかということである。10番目のパスポートを廃止する理由を改めて聞かせていただきたい。その3点をお願いします。

スポーツ推進班班長

武道館の位置付けについてだが、今回武道館の設置条例の改正ということで出させていただいております、体育施設とは別の条例に位置づいているようなものになる。

前田

その説明では分からない。どこに位置付けられているかであるので、町民センターと同じ位置付けですとか、ラディアンと同じ位置付けですとか、庁舎と同じ位置付けですとかそういうお答えをいただきたい。本来体育施設に位置付けられると思っているが位置付けられていない。使っているのはスポーツ関係のものが使っているわけで、柔道や剣道はスポーツで体育である。卓球もそうである。

スポーツ推進班班長

武道館については体育施設とまた別条例で定めているところだが、武道館の設置の目的については武道の普及進行、青少年の健全な育成、社会教育の振興というのが目的で位置づいているので、種類としては体育

施設と類似の施設ということで考えている。

生涯学習課課長代理

パスポートの廃止理由である。まず年間パスポートについては、それぞれ利用の施設の拡大や利用者増を目的に、平成 21 年度に条例を改正させていただき販売をしていた。体育館トレーニングパスポートについては販売当初から年間 20 人程度の販売件数で推移しており、そのまま現在も 20 人程度で推移していて、利用者の増には繋がっていないという現状がある。そして購入者の約半数が町外の方という現状である。温水プールのパスポートについては開始当初 90 件、90 人程度でスタートしてピーク時には 100 人を超えるときもあったが、現在は開始時よりも少ない 80 人程度の購入者でとどまっている。また体育館のトレーニングルーム同様に半数が町外という状況にある。そういった観点から販売から 10 数年が経過するところで当初の目的は果たせない、果たしていないということで今回廃止を提案させていただいたものである。

スポーツ推進班長

体育施設については選択的施設であるということで考えている。町内に代替施設があるかという件だが、各小中学校の体育館やグラウンドというのも町民の方の活動の場所としても使用されているので、そちらも 1 つの代替施設なのかと思っている。

前田

まだ全てお答えいただけていないと思うが、今の 1 回目の後半はまともなお答えではない。ただいまのお話だと公共施設の受益者負担に関する基本方針、公共施設等における公平の受益と負担に対する基準はないということではよろしいか。通常これほどの自治体でも作られて、それに則り予算編成等行われているものかと思っていた。これがないという理由を聞かせていただきたい。次に町体育施設の使用料の見直し及び減免規定を他の施設と整合を図ることに伴い、本条例を改正するための提案ということだが、町に公共施設の受益者負担に関する基本方針、公平な受益と負担に対する基準がないということだと、公共施設それぞれに設置の理由もあり、施設ごとに条件や性格が異なるわけで何も整合を図らずとも、それぞれの施設に見合った規定を設ければよいのではと思う。他の施設との整合を図る必要はないと思うが、整合を図るという根拠を聞かせていただきたい。次に使用料は原則として、使用料イコール料金原価掛ける性質別負担割合の式により算定されるべきではと思う。ただし特殊な機器や設備を使用する場合など、一律の計算式による算定が馴染まないものについては、別に算定することになってくると思う。個人で多く利用される施設と大きな団体で利用される施設では、料金原価も異なってくると思う。個人で多くが利用される施設、プールやトレーニングルームでは 1 人当たりの料金原価を算出し、それに性質別負担割合を掛けて 1 人当たりの使用料を決定していくものかと思うが、どのようにして使用料を定めているのか。次に町の体育施設で町内の代替施設のある施設は現在のところ、体育館のトレーニングルームだけである。体育施設を選択的施設ととらえた理由を聞かせていただきたい。次に町内団体として登録されている構成メンバーの住所確認等をせずに、町内団体として認めているのか。また実際にその方々が活動されているのかど

うか確認しているか。各団体の収支決算書を確認しなければ収益を上げているかどうか分からないと思う。確認せずに収益を上げる利用の場合には倍額にするということか。今回は町外の方の使用料を値上げしただけだが、見直しをされるのであれば全ての使用料や使用規定を見直すべきである。なぜ全体的な見直しをしなかったのか。温水プールはいつ再営業できるか分からないと思うので、パスポートを廃止することはやむを得ないと思うが、トレーニングルームは廃止することにより高額な器具を導入しているにもかかわらず、利用者が減り減収に繋がらないか。最後に施設に対する受益者負担割合について、特に設定されていないというようなお答えであったかと思う。これは施設によっても異なってくると思う。令和5年度当初予算案から公費負担割合を見ると0から96%と幅が広いわけだが、通常は義務的施設、選択的施設により負担割合は変わってくる。負担割合を設定されていない根拠を聞かせていただきたい。またパスポートが購入減になっている理由についてはどのように考えているか。最後に予約システムに問題がありというお考えはあるか。

教育部長

まず整合性について先ほども説明させていただいたがもう一度説明をさせていただく。ここで説明させていただいている整合性は、条例の書き方と規則の書き方の整合性ということなので、ご理解をいただきたいと思う。受益者負担の割合についてどのように定めているのかというようなご質問があったと思うが、これは近隣の市町村で同じような施設があって、規模や大きさによってどのくらいの負担を取っているのかというのをそれぞれ確認した上で、二宮としてはこのくらいの金額でご利用いただくのが適切ではないかというようなことをやって、それが現在の状況になっている。選択的な施設というところで体育施設、社会教育施設になっていると思うが、これは必ずしも市町村で設置しなければいけないというわけではなくて、住民の利益に供する施設を整備した方がよいということで、今まで生涯学習センターとか、あるいは町民運動場、温水プール、町立体育館というのを適宜整備してきたというような過去からの経過がある。

生涯学習課課長代理

減免の整合性の件である。補足資料の方でも示させていただいたが、例として二宮町体育施設でいくと、一番の町が直接使用する時から学校教育法に規定する学校が使う時など、また生活保護を受給されている方や身障者手帳をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方、そして今回加えさせていただく、精神障害者手帳をお持ちの方を加えるということ。これらの項目の整理が今回上程させていただいた4つの条例に関連する施設について、町の他の施設と整合がとれていなかったという部分があって、ここで規則の方で整理をさせていただくという意味である。

スポーツ推進班班長

パスポートの購入減の状況だが、理由としては特にここ数年の減少というのが温水プールは著しい状態になっている。これは施設の休館とコロナウイルスの影響の休館ということで、利用者が減っているというような状況があるかと思う。体育館のトレーニングルームについては導入当初から約20名程度で推移してきているところで、さほど利用者の急

激な増加にも繋がっていないというような状況もある。トレーニングパスポートの販売の金額の歳入における割合については約7%の収入になっており、特にここ最近は個人利用としてトレーニングルームを使う方もそれなりに増えているので、パスポートというよりは個人利用として使っていくような運営としていきたいということで考えている。

教育部長

先ほどあった質問の中で、今回町外だけ使用料を改正したが町内の料金改正をしないのかという質問があったと思うが、1回目にもお答えさせていただいたが町内の料金を据え置いた理由としては、今後大規模改修とかりニューアル工事をきちんと行った上で、町内の方の利用料金を合わせて検討していきたいということで、今は施設の整備が整っていない状況なので、町外の方だけ負担をいただくというようなことで今回は整理をさせていただいた。最後の方に公共施設の予約システムについてどのようにお考えかというようなご質問があったと思うが、こちらは現行では長崎県のシステムを採用して数年前から取り組んでいるが、運用上なかなか弾力的に運用することができない部分があって、こちらについては取りまとめの方を企画政策課と財務課で行っているが、近いうちに見直しを進めていきたいというようなことを聞いているので、そういったことが整ったら皆さんに説明して、また切り換えというのを進めていくのではないかと見込まれているところである。

生涯学習課課長代理

団体特に町外団体の実態の関係である。確かに議員のご指摘の部分にもある通り、これまでの確認が十分ではなかった部分があるかと思う。繰り返しになるが条例の中に団体の定義も改めて位置づける条例という形で一番重く位置づけるということもあるので、今後しっかりとした対応をして参りたいと考えている。

前田

先ほどから伺っていると公共施設等における基本方針、受益者負担に関する基本方針、公平な受益と負担に対する基準は作られていないと解釈した。これを早急に作成していただきたいと思うがいかがか。先ほど近隣の自治体の使用料を見比べて二宮町の料金設定をされているということだったが、近隣の自治体は公費負担分、受益者負担分の割合を出し、それに近い形での使用料を設定し、その割合に近い収入が入るような形をとっている。二宮町では例えば山西プールは負担率96%である。このように近隣と同じ、例えば300円にしても負担率はものすごく高い。そういったところで負担率を見て使用料を定めるべきだと思うがいかがか。次に通常図書館は義務的施設となり、受益者負担は0で全て公費負担だと思うが義務的施設、選択的施設の区別はどのような事柄から決めているのか説明いただきたい。以前町内団体として登録されていた団体が、体育館で活動中に他の自治体の名前が入った幕を掲げて活動しているので確認して欲しいと町民からの訴えがあり、確認したところ二宮町の子供たちは誰もいなかったという事実もある。本年度も町民運動場でサッカーの活動をしている団体が町内団体扱いになっているが、これは町外の団体ではないのか、確認して欲しいという町内の方よりの申し出を受け、実際にその活動をしていた団体の代表の方に伺ったところ、

二宮町の子どもたちは0だった。ところが町内団体として扱われている。またその団体は2月にもその運動場を使用していたが、2月に使用されている時には町内の団体として使用していた。調べればすぐ分かることだがいかがか。今は町外の団体が予約システムにより町内団体扱いでの使用はしていませんか、いかがか。次に利益を上げているかどうかについてだが、体育館では使用後に使用人数を提出している。その利用人数を確認し、その団体が参加者から参加料を集めているかどうかを確認し、収支決算書と見比べれば収益を上げているかどうか判断できるはずである。そのようなことをされているか。最後に体育施設とはどのような施設であると町は捉えているのか、聞かせていただきたい。

教育部長

各種実態をご指摘いただき、その件については現時点で個別の確認が取れていないというような状況は申し訳ない。新しく条例を改定した後は町内の団体と町内ではない団体ということについては、料金の部分に関わってくるので、そこは1つ1つ申し込みの時点の状況や内容を確実に精査しながら、正しい区分においての料金徴収というのを実行して参りたいと思う。今の時点で町内団体になるメリットというのは、最初の予約の時点で、町内団体だけをまず集めた中で予約ができるというメリットがあって、それが埋まった後に町内でない町外団体が次に予約できるというような順番になっているが、改定後はそれだけではなくて料金の方も2倍になるというような状況になるので、そこを厳密に進めていくことを約束させていただきご理解願う。

生涯学習課課長代理

2点目にお話いただいた使用料の観点である。先ほど山西プールを取り上げていただいたが、今回確かに町内料金の見直しは行っていない。今町の方で打ち出している二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画においても記載しているが、各施設が今後大規模改修の工事またはリニューアル等によって、施設の機能の向上も図っているところである。その中で合わせて受益者負担の適正化、使用料の見直しについてはもちろんこれは生涯学習課だけではなくて関係各課と調整を図りながら、見直しの検討をして参りたいと考えているところである。

委員長

義務的、選択的施設の決め方というのがあった。体育館の利用人数の確認で参加者からお金を集めているかどうか、収支決算書を見れば確認できるのではないかという質問があった。あと体育施設はどのような施設かという町の捉え方を聞いている。

教育長

各施設の法的に決まっているところを義務的というふうにと考えるとすれば、例えば図書館法とかで決まっていれば図書館は義務的な施設で、そうでないところについては選択的な施設というふうに捉えたらよいのかと思う。

委員長

団体の収支決算書を確認してはどうかというようなことについてはいかがか。



教育部長

先ほどもお答えさせていただいた通り、利用に応じて各団体の方の確認を厳密にした中で営利的なものなのか、例えば参加料を取るようなものなのかということ、確認の手順に加えていきたいと思うのでよろしく願う。

古谷

今回条例に載せているものを規則に落としていくと。いちいちこのレベルのものを議会にかけていくのでは大変なので規則で直して、その部分の報告をしてもらえればよいと思っていて、基準的に規則へ落としていくのはよいのではないかと思っているが、ただ全般的に見ると、条例で書くものと規則で書くものすみ分けの整合性がとれてないような気がする。今後このようなものはどんどん規則に落としていって、条例を綺麗にしていくとか見やすくしていくという考えで、これはもしかしたら教育だけではなくて全庁的なものなのだと思うが、教育に関してはそういうふうな形を考えていくのか。条例に載せるもの、規則に載せるものの基準的なものをきちっと作っていく考えがあるのか、規則の方へどんどん落としていくのかということがまず1点である。前田委員の方から少し出たが、この体育施設の方で金額等の管理の見直しによって23万のみの増収、これが3ヶ月なので単純に1年間だったらその4倍で92万程度と思うが、全体の額でいくらになってそれが92万になっていくというその額を教えてください。3番目。学習センターと体育施設で生活保護受給者や障害者で関係する減免で減免率が違う。一方は全部で一方は半減になっているが、その理由を教えてください。4番目。町民センターを調べたが、減免規定で今回なぜ精神障害者の方を減免対象に含めていないのか。5番目。議案第6号の方の改正前に第7条の第2項に、町が共催して体育行事を行うために利用するときという項目が入っていたが、これが規則の方には入っていないようで、教育委員会は特に必要があると認めたときでカバーできるのかということ。なぜこれを規則の方に入れていかないのか教えてください。6番目。二宮町民施設利用協定を結んでいる自治体で、二宮町民は他の自治体の施設をどのぐらい利用しているのか分かれば教えてください。それからホームページが改定されたが、減免についてラディアンとか謳われてないような。謳われているならそれでよいが、もし謳われてないならその理由を教えてください。利用団体の見直しで先ほど前田さんも言われていたけれども、民間の経営する町外のFCなど10人以上いけば今回から町内団体として扱ってくれるんですか。そうすると構成員の状況で二宮にいる、いないという部分の把握をどういうふうにしていくのか。

生涯学習課課長代理

条例から規則に位置付けを変えたものということで私共生涯学習課の方で所管しており、今回上程させていただいた4条例に関わる施設のもので、町の中で規則の中にあつたということで、他の施設に合わせるためにここで規則に移すということである。これによって町においてそれが合ってくるのかなということ、今回4条例の提案である。3点目の減免率の全額と2分の1の理由については、施設の性質が違うことからというのがありますが、順を追って説明させていただく。まずラデ

イアンについてホールは減免を適用していないが、ホール以外のミーティングルームといった各部屋に関しては、町民センターの貸部屋と同様であるという理解から全額の減免となっている経過がある。そして体育施設に関しては平成21年の時の話になるが、当時施設が一部無料であった時に、受益者負担の観点から有料化にさせていただいた。ただ今回加えさせていただく障害をお持ちの方等に関しては、一定の負担への配慮という観点から、その当時2分の1にさせていただいたというところがあり、今回はあくまで身体障害者や知的障害者にさらに精神障害者を加えるという観点で、2分の1のままとさせていただいているところである。現在の町民センターの規則に、精神障害者が入っていないのではないかというお話だったかと思うが、今回は私共の方でこの精神障害者を加えるということで4つの条例改正をここで提案させていただいており、この精神障害者を加えるというところについてご承認をいただければ、他の施設にもこれが波及していくことになろうかと思う。二宮町民が他の自治体のさまざまな施設をどのように利用しているかということに関しては、申し訳ないが私共で数字を持ち合わせていない。そして最後の減免の規定のPR、紹介が現状不足していることに関しては、今回この精神障害の方も加えることを、ホームページや館内の掲示等ですっきりと周知をしていきたいと考えているところである。

スポーツ推進班班長

今回条例から規則に移すことに伴い、町が共催して体育行事を行うために利用するときという文言だが、こちらについては委員がおっしゃるように、その他教育委員会が特に認めるものというところの位置付けに変えようかということ考えている。体育施設の全体の利用金額だが、テニスコートが全体額として91万6000円で増収分が8万9000円。運動場が228万7000円に対して、増収分を14万ということで見込んでいる。団体の名簿だがこちらもこの改正によって、厳格に来年度以降名簿の提出を義務づけていくようにしていく予定なので、ご理解いただきたいと思う。

古谷

そうすると今回のこの条例に書いてあるものを規則に落としたことによって、教育内において条例と規則のバランスというのは、統一が図れたということによろしいか。2番の町が共催して体育行事を行うために利用するというのは、今まであえて条例で謳っていたけれども、特に必要があると認めるときという部分の中で泳げるということという解釈に、変更したということによろしいか。3番の減免率が学習センターと体育施設が違うということで半分ぐらいしか分からないが、これほどこかで整合性をつけていくのか。聞いている範囲だと、この減免もしくはその金額を下げた歴史が違うというか経緯が違うというようなことと聞こえた。理屈からいくと同じにしていくのかなど。将来的に2分の1にしていくのか、もしくは全額にするのか分からないが将来的に数字を合わせていくのかもう一度教えてほしい。4番目は私の方の誤解ということで精神障害者の減免対象は含まれていて、この議案が通ると今は入っていないが、全て精神障害の方も対象になってくるということによろしいのか。生活保護受給者とか身体障害者以外に精神障害者等も全て

バランスよく入ってくるということで、精神障害者の方たちもこの対象になるのかも一度聞かせていただきたい。町民センターの方には入っているけれども、こちらに入っていないのではないかとということで質疑させていただいたので、もう一度教えていただきたい。5番目。協定を結んでいる自体のところに二宮町民がどれだけ行っているのかは、分からないということでよろしいですね。6番目。ホームページが改訂されたが結局ホームページに載っていないということで、今後載せていくということでよろしいのか。7番目。団体名簿については今後ちゃんとできる範囲で頑張って調べていくということだが、アバウトでもいいのかなと思っていて、むしろそれに関する人件費がかかるのかなという気もするが、10人以上いれば構成員がどういう状況なのか調べていくということでもよろしいか。

生涯学習課課長代理

確認というところで1点目だが、条例から規則への位置付けをここで変えることで先ほど委員がバランスとおっしゃったが、整合性は図れるものと認識している。減免率の全額なのか2分の1なのかの検討についてである。確かに先ほどは歴史を申し上げたが検討課題ではあると思う。もちろん町の他の施設もあるので関係各課と調整をしながら、検討していきたいと考えている。精神障害者を今回加えるという点のご理解の通りであり、より正確には条例改正の後に規則の改正を私共で行い、その中にきちんと位置付けるということで補足資料に掲載させていただいている通りである。他の施設も同様に規則の中で精神障害についても加えていくという考えからである。

スポーツ推進班長

町が共催して体育行事を行うための減免だが、実際には町の体育祭を指しているものなので、その他教育委員会が認めるものということで読めるものと解釈している。

古谷

概ね了解した。最後にもう1回だけ3番目の学習センターと体育施設の方だが検討していくという言葉だと将来的に合わせていくのか、それとも合わせるという考え方がおかしいのか、将来的にどうなのか教えてほしい。

生涯学習課課長代理

合わせていくのか合わせていかないのかという部分も含めて、やはり検討が必要だと考えている。

岡田

年間パスポートの廃止の影響面というか、その辺について2件質問をさせていただく。1点目年間パスポートは町民サービスとして、利用者のメリットが非常に大きかったと思っているが、1つは町民の利用促進のためということで立ち上げた年間パスポートだということは理解した。それで上位にある課題というか、これは方策だと思うが上位の課題は何だったのか。そこは大丈夫なのか。なくしたことによるその課題の新たな代替策というか方策をお考えがあったら聞きたいのが1つ。それからもう1つは個人利用の件だが、年間パスポートを利用されている方がプールで80だったか、トレーニングルームで20人、30人というような

回答があった。その方たちについての今後のサービスをやめるだけではなくて、何か利用向上に繋がるようなサービス対応のお考えがあるようでしたら、お聞きしたい。いろいろあると思うが例えば回数券等々のインセンティブ、何か検討するお考えがあるようなら願います。

スポーツ推進班長

温水プールのパスポートの町内全体の利用の割合についてだが、全体の利用者の約35%がパスポートの方でその他大人が38%、子供が23%というような状況になっている。

生涯学習課長代理

パスポートの廃止の影響の関係である。先ほども申し上げ繰り返しになるが、パスポートが利用の促進、利用数の向上を目的に21年の改正とともに作らせていただいたというところがまずスタートである。その際別の質問でもお答えしたところだが、当時無料だった施設の有料といった話も併せてあった。その中でパスポートを作ってみたものというところで、一例という形で体育館のトレーニングルームに関しては、当初20人という形で販売が始まったものが正直言って全く伸びず、20人のまま推移したという状況である。そして温水プールに関しては、当初90程度から始まったものが100は一旦超えたものの、結局今80代になってしまっているという状況で、さらに両パスポートとも半数が町外の方になってしまっているということで、町民の方への利用は伸びなかった。また町民の方の利用促進にも結果的に繋がらなかったというこの状況を踏まえ、こういうパスポートというものの効果がないのではないかとこのところに至り、今回廃止させていただくところである。代替の部分だが両パスポートともさらにその内容に入ってくると、更新という形で継続して使われている方が多いということもあって、特定の方のみへのサービスに結果的になってしまったところもあるということで、利用の促進という部分においてパスポートは役割ではない、なくなってしまったと。もちろんそれぞれの施設の魅力についてといったものは引き続きPRをする中で、体育館においても今後計画の中では改修工事等も予定されているので、魅力を向上させ、利用の促進を図りたいと考えているところである。

岡田

今ご答弁があった内容は理解した。この年間パスポート、町民の利用促進のために販売をしていたという方策だと思う。これはなんかの課題の年間パスポートの町民の利用促進を図るという方策だと思う。その上に上位の課題があってこの方策を出されていると思うが、その上位の課題は何ですかということと、その課題に対しての今後の対応というかお考えがあったら聞かせてほしい。もう1つはさっき言われた年間パスポートの利用率35%ということと80人とか、40人とか、今利用されている方が一気に廃止されるわけである。廃止されるとやはり町民へのサービスというところでは、抵抗があるのではないかとということもあって、今後その廃止後にそういう人たちにいつも使いたい、いっぱい使いたいと思ってもらうということもあると思う。その方々たちの町民サービスとして例えば、利用の回数券とか少しインセンティブを付けてあげるとか、そんなもので少し促進を図っていくとかいうようなお考えがあるかという2点である。

生涯学習課長代理

年間パスポートによる利用促進の上位の考え方には、やはり健康づくりのきっかけ、町民の健康の増進、またそれぞれの施設に親しんでいただくこと、こういったことが課題というか目標というか、上位の概念だったかと思う。いずれの施設においても10数年やらせていただいて、このパスポートを使わない一般に利用される町民の方もいる。そういった方の利用という意味では今申し上げた健康づくりのきっかけ、健康増進、また施設に親しみを持っていただくことというのは、課題として一定程度対応できているのではないかと考えている。ご質問の2点目パスポート廃止に伴う代替だが、現状では議員ご提案のような回数券といったようなものは考えてはいない。

岡田

1件目の課題の対応、考え方みたいところで、健康づくりとか増進、体力増進などに施設をできるだけ使ってもらおうということで、多分その方策として挙げられたのだろうということは理解した。今のご答弁だと現行の廃止だけして、あとはケアをきちんとやっていけば今の仕組みで十分そこら辺は賄えるという理解でよろしいか。もう1件は結構頻度の高い利用者に対しての今後の対応、新たな利用促進を図るお考えは今のところないということだが、少なくとも35%ぐらいの方たちは体力を維持したいとか、体力をつけて健康づくりをしたいと思ってる方がいるので、ぜひそういうところも含めて今後検討していただければと思う。

教育部長

多分岡田委員のお話は温水プールのことについてのお話だというふう理解したが、温水プールについては大きな命題で言えば3つのプールの見直しの中の1つであるというような位置付けの上、今検討を進めているところである。この間もお知らせさせていただいたが、今天井の壁が落ちてしまって利用が止まっているような状況である。さらに公共施設の再編計画のところでは、今後の方向性として数年間というか令和5年度以降に、今後の運営のあり方について検討をスタートするというような位置付けも入るような方向で進めているので、今後の方向性が検討によって定まったらそれに代わるような考え方というか、代替の措置を検討するといったようなことも併せて進めていければと考えている。

松崎

町外団体の定義についてだが、備考の中に町外団体として二宮を含む7つの団体を除くとあるが、ここに出てくる二宮を含む7つの自治体というのはどのような経緯で決まったのか。これを見ると今神奈川県が推進している市町村合併を促進する圏域というのとは別だなと思いついていたんですが、どういった経緯でこの自治体の団体が、町外団体から除くというふうに至ったのか説明していただきたい。

スポーツ推進班長

こちらの協定については、各市町村と近隣市町村のスポーツ施設利用促進という観点から、それぞれの自治体と協定を結んでいる。その経過としては平成20年にまず秦野、中井と総合協定を結んでいる。平成22年に小田原、平成26年に平塚、秦野、伊勢原、大磯、二宮、中井という総合協定を結んで現状に至っている。

松崎 二宮町が独自で判断した枠組みというふうに聞いたが、それで間違いないということか。

スポーツ推進班長 各市町村との相互協定ということになっているので、相互で合意をした形の協定ということになっている。

野地 今回の条例改正は条文として、条例にはふさわしくないということで削除して規則の方にまとめるということかと思う。その規則の中に今まで入っていなかった精神障害者手帳をお持ちの方を加えます、これによって生活保護の方も含めて療育手帳を持っている知的障害の方も含めて、全ての方が減免対象になるということで整理をされたのかなと思っている。そして武道館の扱いについて先ほど質問があり、武道館の所管は生涯学習課ではあるが社会教育施設という目的もあるので、体育施設には含まれていない。よって単独条例を持っている。この2つ、もし間違いがあればご指摘をいただきたい。今度は団体利用のことで確認するが、営利を目的とする利用もしくは町外団体は倍額として書いてあるが、これ例えばだが表の中にある3000円と書いてあれば6000円になると。2万円と書いてあるところは4万円になるという理解でよろしいか。次に町内団体を認めるというところの質問になるが、二宮町民9名の団体、名簿が9名であれば町内団体として認めませんと書いてある。小田原市民の方が10名、小田原市民だけの10名であれば、これは町内の団体として認めますということを書いてあるかと思うが間違いないか。二宮町内9名の団体がかわいそうだなと思うが、そのあたりの根拠をもう一度教えてほしい。最後に温水プールの規則の例が書いてあり規則その他あるが、ここに営利のみと書いてある。例えば他の施設のように団体何々とかそういう文言が入ってこないのだが、改正後にプールの場合はそれが入らない理由は何かあるのか。

スポーツ推進班長 まず団体の料金に関してだが団体の料金は委員さんのおっしゃる通り、町外が3000円の場合倍額の6000円という解釈で間違いない。名簿の関係だが、町内が9名で小田原が10名の場合の不公平感というところだが、名簿を見ると現状においてそういう団体が存在していなく、なおかつ町内団体というのは利用申し込みが1ヶ月前にできるということがあるので、そのメリットによって町内の方に利用しやすくなるような改正をさせていただいている。

生涯学習課長代理 武道館の条例が別にあるというところのお話からさせていただく。なぜ武道館だけが条例が単独であって、体育施設がすべて1つの条例になっているのかというのは、過去の経過が分からないというのが正直なところである。ただ実態として武道館においてもさまざまな武道が行われ、スポーツが行われているという観点で、体育施設と同様な形での整理をさせていただくという考えである。また質問の3点目、温水プールのところに町外設定が入っていないというところであるが、先ほどの岡田議員へのご回答と同じになるが温水プールについては、再配置の計画の中で来年度以降検討していくということになっている。検討を進めていく中でいろいろ考えていくべきというところで、今回は改正を見送っているというところである。

教育部長

最初に野地議員が質問された今回の改正点のポイントというところだが、今まで条例で定めていたものについて減免措置、その位置付けを他の施設の条例規則と同じような形で今回規則の方に位置付けを直す。位置付けを直しながら、3障害のうちの精神だけが抜けていたので、それを加えるというような対応をさせていただくというのが、主な改正のポイントとなっているということで野地委員のお考えの通りである。

野地

今の部長の答弁でOKだが、これは上位法云々とは全く関係ない話で単独で二宮が整理をしたということによろしいか。2つ目はさっき私が間違えた。先ほど温水プールに備考が少ないとのご回答をいただいた。町営山西プールというのがいただいた資料に入っていたので、山西プールは存続すると思っているが備考欄に団体のことが書いていなかったの、それは何ですかという質問に変える。それと最後3つ目の質問だが、二宮町内9名は団体ではないが小田原市民だけ10名は団体になるということで、かわいそうじゃないかという話をした。それに対して現在そういう団体はないというお答えだがそれは置いて、これから一生懸命活動したいという団体が申請を出す、9名しかいなかったから駄目だということか。誰でもいいから1人追加して、私の名前を貸しますよと言って10名にしてあげるというやり方もあるかと思うし、その方々に対してはどのような考えで決めたら駄目なんですよということか、その辺りの町民活動推進という立場からも例えば5名にしたらいんじゃないですかとか、案がいっぱい出てくると思うが、そこについての答弁が欲しかった。

スポーツ推進班長

もともと団体は10名以上の団体ということで運用していた。これは規則でこれまで運用してきた。今後の運用も10名以上の団体というのは変わりはない。今回変更があったのは町内団体の要件を今までは5名以上もしくは過半数と規定していたが、今回の条例改正において10人以上の町民を有する者を町内団体、その他を町外団体として整理をさせていただいた。町内団体のメリットとしては予約を一般の団体よりも1ヶ月前に利用抽選ができる。9名の関係だが一応10人以上ということでお願いをしているので、何とか10名以上を設けていただきたいということでお願いをしていく考えである。

教育部長

今の9人だったら認められないというところだが、例えば卓球をやっている団体で新規に登録したいという話があったら、他にも卓球の団体の方がいらっしゃるよとか、或いは卓球の活動の中でもっと一生懸命卓球をやりたいからこっちの団体にも入れるかなとか、そういった弾力的な運用、町民に不利益に当たらないような形でご紹介などできればというふうに考えている。最初にあった町の今回の条例改正についてだが、町における条例規則の位置付けということで、整理をさせていただいているところである。

生涯学習課長代理

山西プールの別表の下に町外が入っていないところの件である。先ほど私は温水プールでご説明申し上げたが、再編計画の中では3つのプールという整理をしているところであるので、3つのプールの整理の中での対応

というところで、今回温水プールと同様に改正を見送っているというところである。

野地

3つのプールというのが主語に来るのであれば、別になくなるであろう温水プールに合わせる必要はなく、私が言っているのは山西プールには入っていないということ。例えばプールだから団体利用は想定していないというのであればまだわかるが、それはなぜ今回の趣旨が、先ほどから何回も言っているように精神障害者手帳をお持ちの方というのが、今回の大きな趣旨であるにもかかわらず、それをなくして規則にも入れないという理由は何ですか、そして山西プールだけに入っていないのは何ですかということ質問しているので、入れますって言ったら入れてください。ただそれだけの話なので、そこをきっちり言っていただきたい。9名だと駄目と言って事務的にカウンターで却下するのではなくて、部長がおっしゃったようにどういう対応をすればそういう形になれるのかということも、こまめに丁寧に対応していただきたいと思っているが、担当課としてはどのように思うか。

生涯学習課長代理

私の説明が良くなかった。精神障害者を加える減免の話と取り違えていた。減免については二宮町体育施設の設置管理等に関する条例の中で位置付けられる施設すべてにおいて、二宮町体育施設の設置管理等に関する条例施行規則を当て込むものであるので、山西プールにおいても繰り返しになるが、従来からありました生活保護等に加えて精神障害の方の減免も加わる。9名のぎりぎりの場合というか、グループに関しては私共としても生涯学習に関してはスポーツの部分も、いろいろな団体やサークルの情報を収集して発信する機能もある。ぜひそういったものも紹介しながら、寄り添った形で対応していきたいと考えている。

根岸

1つ目なぜ今精神障害の方を入れるのか。入れるのであればもっと早くてもよかったのかなど。私も気がついていなかったが、ここにきてどうして浮上してきて、ここに加えることになったのか経緯を教えてほしい。2番目は使用料についてである。町外利用者の設定についてだが、多分この料金設定は二宮の料金が安いから、他から利用者の方がやってくるということがあったのだろうと言われている。運動場、プールなんか特にそうなのかと思う。そもそも倍額する前の根拠としても何となく決まり、今日のやりとりを聞いてもそのような印象としてはあるが、倍額料金の数字の妥当性や、他自治体の料金設定とも比較をしながら検討された上の数字なのか。例えば1.5倍でもいいかもしれないし、3倍でもいいかもしれない。この妥当性についてはいかがか。3点目周知についてである。使用料の減免とパスポートについて聞く。周知については減免について団体が知っているということが大事だと思う。先ほどホームページには加えるとのことで、私もホームページを探してなかったことがあり、私も気が付いているのだがこれについては各団体に直接伝える、或いは皆さんの目に触れるところにもう少しPRしていく。そして福祉保険課との連携というのもとても大事だと思っている。このあたりはどのようにお考えか。それからパスポートについてである。今いろいろご



説明を伺った。これを町民の方に説明する内容、言葉、文書としてはどのような説明になるのか教えてほしい。

生涯学習課長代理

なぜ今かという精神障害を加えるタイミングの話である。精神障害者の関連団体の方から、二宮町では何で入ってないのかというお問い合わせ、お声をいただいたというのが正直なきっかけである。私共もそこで気づき、周辺自治体を見ると確かに入っており今回加えるというところが本当のきっかけである。2点目についてである。倍額としているのは先ほどから周辺自治体を引き合いに出しているが、周辺自治体においても、町内使用料金の2倍という形で町外料金を設定している自治体が非常に多い。それを参考にして倍額とさせていただいたところである。3点目の周知である。まず減免に関して健康福祉部等を通じた形で減免の該当となるであろう方面へ、情報の周知等もホームページと合わせて必要であると考えている。そしてパスポートの廃止については、先ほどから理由として述べさせていただいたことが説明の理由であるので、それをきちんとお知らせしていきたいと考えている。

根岸

パラスポーツも活躍の時代となってきた、例えば車椅子バスケットとか車椅子テニスとか、そういうことにも対応できる準備ができているというか、対応するということですね。例えば体育館なども床張りでそういう団体の方も大丈夫なのかとか、具体的に使用をされる方との、そういうやりとりが町民の方、或いは使用者の方とされていなかった結果が今だと思う。具体的に使われる方に対応できるマニュアルというか、イメージが落とし込んでいるのか。そうでないとせっかく今気がついたようなルール、条例と規則の整理というのはよいが、現実に使えるようにしていくための話し合いが内部でされているのか。

生涯学習課長代理

パラスポーツという話が出たが、いわゆる身体障害者の方も含んだ対応という観点かと思う。そういった例えば車椅子を用いるような場合のニーズについてしっかりと把握させていただきながら、今後改修の際の1つの材料というか、考えるポイントとして捉えていくものと考えている。

休憩 11時29分

(傍聴議員の質疑： 渡辺、小笠原議員)

再開 11時36分

< 討論 >

野地

私は議案第3号、4号、5号に対しては賛成の立場、第6号に対しては反対の立場で討論をさせていただく。3、4、5号については今まで記載されていなかった、精神障害者手帳をお持ちの方を追加するという意味でご利用いただくために図るというので確認をとった。しかしながら第6号については、特に団体利用に対する考え方にまだ納得できず、理由が把握できていないということで反対をさせていただく。もう一度精査して再度、条例を提案されたらよいと思っている。中身的には2

件あげるが、10名という団体登録に対する規定をもう少し幅広くとらえ、柔軟に考えるというところを表していただきたいということ。2つ目だが条例備考欄に対する答弁が、余りにも納得できないというところである。温水プールは議決もされておらず、なくなるのが前提として今回改めをしているということがおかしい。山西プールの団体用の備考欄がないという質問に対し、条例上に記載があるという答弁。体育館においても運動場についても別途記載されているにもかかわらず、山西プール、温水プールには記載しなくて当然のごとく印象を受けた。改めて整理をしていただきたい。以上が理由である。

前田

議案第3号、第4号、第5号に対し賛成、議案第6号に対しては反対の立場で討論する。ただいま質問させていただき、他の委員の方の質問に対する答弁を伺っていて、議案第3号から議案第5号については議案の趣旨、内容を理解することができ妥当であると判断したが、第6号についてはなぜこのような中途半端な内容、趣旨で議案を提出されたのか理解できない。利にかなった議案の趣旨、内容とは到底思えず、ただ単純に町外の方の使用料を倍額にし、パスポートを廃止するというだけではなく電気代も高騰していることでもあり、体育館の照明代も相当な費用がかかっているわけで、運動場の照明代等と合わせて検討し直し、費用規定とともに誰もが納得できる基準のもと使用料を算出させていただき、改めて提案していただきたい。

〈採決〉

委員長

これをもって討論を終結する。採決は議案ごとに行う。議案第3号を採決する。議案第3号を原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

委員長

挙手全員である。よって議案3号は可決された。次に議案第4号を採決する。議案第4号を原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

委員長

(挙手全員)

委員長

挙手全員である。よって議案第4号は可決された。次に議案第5号を採決する。議案第5号を原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

委員長

挙手全員である。よって議案第5号は可決された。次に議案第6号を採決する。議案第6号を原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(可否同数)

委員長

採決の結果、可否同数である。よって、二宮町議会委員会条例第15条の規定により委員長において本案に対する可否を採決する。本案について、委員長は可決と採決する。よって、議案第6号は可決と決した。以上で議案第3号から議案第6号の審査を終了する。

**⑤二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(町長提出議案第8号)**

**⑥二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例(町長提出議案第9号)**

委員長

休憩前に引き続き会議を開く。お諮りする。二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、町長提出議案第8号、二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、町長提出議案第9号を一括議題としたいと思うが、ご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

委員長

異議なしと認める。よって、議案第8号と第9号を一括議題とする。執行者側からの補足説明等は事前に配付されているので、省略させていただく。これより質疑を行う。

**<質疑>**

古谷

第9号の方だが、補足説明の方に感染症及び食中毒の発まん延を防止、防ぐための処置として、研修や訓練の定期的な実施の努力義務の規定というのが謳われているが、現状は何をやっているのか教えていただきたい。

子育て支援班長

衛生管理マニュアルに則り、例えば学童の中でアルコール消毒や、飛散防止の衝立とか、そういったものを行っており、町の方でもマスク・アルコール等を配布させていただいている。

根岸

議案第8号、ここで言っている案は要するにこれは家庭的保育事業者が対象の条例になる。二宮にある保育園、幼稚園も現状としては気になっており、安全措置及び感染対策というのを同じようにやらなければならないはずだが、そこと幼稚園、保育園と町との関係というか、この安全措置の確認を町は一切しない状況になってしまうのか。議案第9号、安全計画と業務継続計画を義務づけているが、どうやって確認を町はすることになるのか。ただあるということだけが分かればよいという話なのか。内容についても踏み込んで点検したり、チェックをしたりということになっていくのかお聞きする。

子育て支援班長

まず1点目のご質問だが、保育園や幼稚園の安全確認・安全計画の確認だ

が、町の方で県と一緒に監査をする機会があるので、その中で確認をさせていただく。続いて、業務継続計画だが、やはりこちらの方も作成次第町の方に提出していただき、こちらの方で確認をさせていただく。

根岸

8号は分かった。9号を確認した後、その後例えば町が監督みたいなことをしていくことになるのかとか。当然実効性が担保されるようにしたいが、中身のことに意見する場があるのかとか。運用、その後についてお聞きする。

子育て支援担当課長 学童保育に関してだが、現在公設民営の学童に関しては委託ということで、町の方から学童の事業を委託しているというような状況がある。その中で実際に実施している内容を報告等も受けたり、また折に触れてこちらの方からも各学童の方を訪問する機会があるので、そういった時に実際にそこに勤めている指導員等に聞き取り、事業者の方への聞き取り等で確認をさせていただこうと考えている。

根岸

何かの機会をとらえて、町が気を遣って聞きに行くという体制であって、特に町の義務ではないのか。

子育て支援担当課長 こちらの業務に関しては、確実に児童の保育ができていくかどうか。また委託内容、仕様書等があるので、確実に実施できているかというところに関しては町の方での確認が必要になるので、そういった機会を確認していきたいというふうに考えている。

野地

第9条の学童保育である。3つは公設、1つは民営なので民営は今のお答えでも納得できるが、確認としては3つの公設学童保育設置者は町長であるが、業務継続計画や安全配慮義務は委託先に任せてしまう。それでいいのかなど。そういうふうに聞こえてしまった。作成は町で検査も自分の所が設置しているので町ではないかと思うが、その感覚はずれがないかと思って心配をしたが、いかがか。

子育て支援担当課長 こちらの安全計画等に関しては、国の方から雛形が示されている。そういったもので、実際に事業を受託してくれる事業者等と十分な打ち合わせを行いながら、策定していきたいと考えている。

野地

公設の3つの学童においては計画の内容に沿って事業が行われているかという責任は町であり、設置者は二宮町長になるという認識でよろしいか。

子育て支援担当課長 町の方にそういった責任があるので、十分に果たしていきたいと考えている。

(傍聴議員の質疑：なし)

## <討論>

委員長

これより討論に入る。

(なしとの声あり)

委員長 討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

**<採決>**

委員長 採決は議案ごとに行う。まず議案第8号を採決する。議案8号を原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

委員長 挙手全員である。よって議案第8号は可決された。次に議案第9号を採決する。議案第9号を原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第9号は可決された。以上で議案第8号と議案第9号の審査を終了する。

---

**⑦二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例（町長提出議案第10号）**

委員長 休憩前に引き続き会議を開く。次に二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例、町長提出議案第10号を議題とする。執行者側からの補足説明等は事前に配付されているので省略させていただく。これより質疑を行う。

**<質疑>**

野地 今回の改正は全国一律で行われるのか、やらない所はあるかということが1つと、2つ目に4月1日というのは出生届を受けた時の、お医者様の日にちによる確認ということとイコールか。4月1日生まれというのに何となく違和感があるから質問なのだが、4月1日出生の方は学校でいうと学年が1個違うという法的なものがある中で、今回は4月1日に生まれた方から対象になるというその辺は違和感があるので、説明があればいただきたい。

国保年金班長 まず1点目である。全国一律かどうかという話だが、国の方で全国一律で50万円に引き上げるべきというふうに見解が示されているところになる。2つ目の4月1日。こちらに関しても4月1日以降に出産した方が対象ということになる。学校等の学年は4月2日からということにはなっているが、それとは別として国民健康保険の条例としての施行日以降ということになっているので、4月1日以降に出生された方が対象となる。

野地 例えば民法上なのかもしれないが、3月31日の24時前に生まれた方、4月1日の0時0分1秒に生まれた方がいらっしまった場合には、時間をお医者様がどう書いたかにもよるが、それによる違いは出てくるか。

国保年金班長 あくまでもお医者さんが記載する、出生証明書のところの日付をもって判断させていただくことになるので、3月31日の23時59分の方と4月1日の0時過ぎの方では、差が出てしまうということになる。

古谷 こちらの方の規定、全国健康保険協会、協会けんぽも同様の改定をしてくのかというのが1点。それから実際の出産費用は今どのぐらいかかるのか。もし分かれば教えてほしい。

国保年金班長 まず今回国の方で示されているのが、健康保険法と健康保険法施行令の方で定められており、それで50万円という形になっているので協会けんぽの方も同じになる。もう1点現状の出産費用は厚生労働省が調査した、公的病院の令和3年度の平均出産費用になるが、神奈川県は全国で2番目に高い水準になっており、平均値が50万4,634円となっている。

古谷 神奈川県は分かった。近隣というデータはないのか。もし分かれば教えていただきたい。

国保年金班長 医療機関によって出産費用というのはまちまちになってくるので、一応県単位での平均というものを集計しているような形になる。

福祉保険課長 1つ補足である。全国の平均の出産費用については、やはり公立病院と公立以外も含めたものでは差があるようで、公立病院の平均出産費用だと45万2000円だが、全施設の平均出産費用だと46万7000円ということで差があるようである。

休憩 13時20分  
(傍聴議員の質疑：大沼)  
再開 13時21分

### <討論>

委員長 これより討論に入る。

(なしとの声あり)

委員長 討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

### <採決>

委員長 議案第10号を採決する。議案第10号を原案の通り可決することに賛成の議員の挙手を求める。

(挙手全員)

委員長 挙手全員である。よって議案第10号は可決された。以上で議案第10号の審査を終了する。これをもって、本委員会に付託された案件の審査を終了する。執行者側の退席をお願いする。

---

## ⑧継続調査について

委員長

休憩前に引き続き教育福祉常任委員会を開会する。本日は閉会中の継続調査について協議し、調査事件の決定をしたいと思う。教育福祉常任委員会では、1月13日に勉強会を開催し協議の結果合意を得ている。二宮町の子育ての町としての価値を高めるために、子どもの権利に係る喫緊の調査提案すべき現場の案件に、柔軟に対応しながら研究を進めたいとなり、以下のテーマで継続調査を進める方向でいる。大項目として「子どもの権利について」。中項目として「学校での子どもの権利について」、「地域における子どもの権利について」。これでご異議ないか。

(「異議なし」との声あり。)

委員長

なければこれで決定する。以上で教育福祉常任委員会を閉会する。